

第113回 定時株主総会 招集ご通知

日時 2022年6月29日（水曜日）
午前10時

場所 大阪市中央区城見一丁目4番1号
ホテルニューオータニ大阪
「鳳凰S」の間（2階）

書面およびインターネット等による議決権行使期限

2022年6月28日（火曜日）午後5時30分まで

株主総会にご出席の株主様へお配りしておりましたお土産は、取り止めとさせていただきます。何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

新型コロナウイルスに関するお知らせ

株主の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、本株主総会につきましては、書面またはインターネット等による事前の議決権行使をご検討いただき、株主総会当日のご来場を極力お控えくださいますようお願い申し上げます。ご来場を検討されている場合は、感染予防のための措置（マスク着用、アルコール消毒、検温の実施等）にご協力くださいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会当日までの感染拡大の状況により、本株主総会の運営に関して事前に株主様にご案内事項が生じた場合は、当社ウェブサイトにおいてお知らせいたします。

つばきグループの企業理念

「TSUBAKI SPIRIT」は、つばきグループ共通の企業理念・行動指針であり、先人から受け継いできた「つばきグループのDNA」や、つばきグループが世の中に提供できる価値を見つめ直し、私たちがこれからも大切にすべきこと、そして新たに取り組むべきことを「社会的使命」「目指すべき姿」「行動原則」「創業の精神」として表現・体系化したものです。

モノづくり企業として、「モノづくり」にこだわり、その上で「モノづくり」の枠を超えたソリューションの提供を通じて、真にお客様や社会が求める価値を提供する — 「動かす」ことに進化をもたらし、社会の期待を超える価値を提供し、社会から必要とされ続ける企業となることを目指しています。





株主の皆様へ

株主の皆様には平素より格別のご支援、ご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症に罹患された皆様、および感染拡大により困難な生活環境にいらっしゃる皆様に、心よりお見舞い申し上げます。また、医療従事者や生活インフラを支えるため尽力されている皆様に深く感謝申し上げます。

ここに、当社の第113回定時株主総会招集ご通知をお届けいたします。

株主の皆様には今後ともご支援とご鞭撻を賜りますよう心よりお願い申し上げます。

代表取締役社長

古世 憲二

目次

■ 第113回定時株主総会招集ご通知	3	■ 事業報告	18
■ 株主総会参考書類	6	■ 連結計算書類	39
第1号議案 剰余金の処分の件		■ 計算書類	41
第2号議案 定款一部変更の件		■ 監査報告書	43
第3号議案 取締役6名選任の件			
第4号議案 補欠監査役1名選任の件			

株主各位

大阪市北区中之島三丁目3番3号

株式会社 椿本チエイン

代表取締役社長 古 世 憲 二

第113回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第113回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、本株主総会につきましては、適切な感染防止策を実施させていただいた上で、開催させていただくことといたしました。

株主の皆様におかれましては、感染拡大防止の観点から、本株主総会につきましては、書面またはインターネット等による事前の議決権行使をご検討いただき、株主様の健康状態にかかわらず、株主総会当日のご来場を極力お控えくださいますようお願い申し上げます。

お手数ながら後記の「株主総会参考書類」をご検討のうえ、事前の議決権行使については、2022年6月28日（火曜日）午後5時30分までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1 日 時	2022年6月29日（水曜日）午前10時（受付開始予定 午前9時）
2 場 所	大阪府中央区城見一丁目4番1号 ホテルニューオータニ大阪「鳳凰S」の間（2階）
3 目的事項	報告事項 (1) 第112期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 (2) 第112期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）計算書類の内容報告の件 決議事項 第1号議案 剰余金の処分の件 第2号議案 定款一部変更の件 第3号議案 取締役6名選任の件 第4号議案 補欠監査役1名選任の件

議決権の行使についてのご案内

推奨

書面による議決権行使



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、行使期限までに到着するようにご返送ください。

行使期限 2022年6月28日（火曜日）午後5時30分まで

推奨

インターネット等による議決権行使



5頁の「インターネット等による議決権行使のご案内」をご確認のうえ、議決権行使ウェブサイトへアクセスしていただき、行使期限までに賛否をご入力ください。

行使期限 2022年6月28日（火曜日）午後5時30分まで

- 書面とインターネット等により重複して議決権を行使された場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。
- インターネット等により複数回議決権を行使された場合は、最後に入力されたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

出席による議決権行使



当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

株主総会開催日時 2022年6月29日（水曜日）午前10時（受付開始 午前9時予定）

以上

- 資源節約のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。
- 株主総会当日までの感染拡大の状況や政府等の発表内容等により、本株主総会の運営に関して事前に株主様にご案内すべき事項が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.tsubakimoto.jp/ir/stock/meeting/>）においてお知らせいたします。
- 本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」および「連結注記表」ならびに計算書類の「株主資本等変動計算書」および「個別注記表」につきましては、法令および当社定款第16条に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.tsubakimoto.jp/ir/stock/meeting/>）に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。本招集ご通知の添付書類は、監査報告を作成するに際し、監査役および会計監査人が監査をした対象の一部であります。
- 株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.tsubakimoto.jp/ir/stock/meeting/>）に掲載させていただきます。
- 代理人により議決権を行使される場合は、当社の議決権を有する他の株主様1名を代理人として、株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

インターネット等による議決権行使のご案内

当社指定の議決権行使ウェブサイトにて以下のいずれかの方法でアクセスし、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

行使期限 2022年6月28日（火曜日）午後5時30分まで

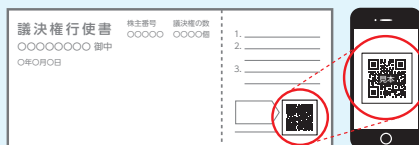
（議決権行使結果の集計の都合上、お早めに行使されるようお願いいたします。）

QRコードを読み取る方法「スマート行使」

議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下のQRコードを読み取ってください。

※「QRコード」は株式会社デンソーウェアの登録商標です。



- 2 以降は画面の入力案内に従って賛否をご入力ください。

ご注意

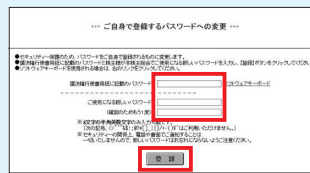
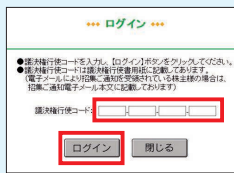
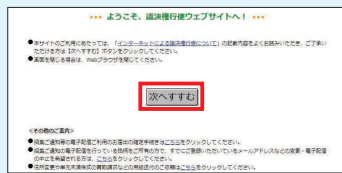
「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合、再度QRコードを読み取り、議決権行使書用紙に記載の議決権行使コードおよびパスワードをご入力いただく必要があります。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト ▶ <https://www.web54.net>

- 1 ウェブサイトへアクセス
- 2 議決権行使コードを入力し、ログイン
- 3 パスワードの入力
- 4 以降は画面の入力案内に従って賛否をご入力ください。



- 株主様のインターネット利用環境、ご加入のサービスやご使用の機種によっては、議決権行使ウェブサイトがご利用できない場合もあります。
- 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダへの接続料金および通信事業者への通信料金(電話料金等)は、株主様のご負担となります。

インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ

インターネットによる議決権行使に関して、ご不明な点につきましては、以下にお問い合わせください。よろしくお願いいたします。

株主名簿管理人 三井住友信託銀行証券代行ウェブサポート

0120-652-031 [受付時間 (午前9時～午後9時)]

機関投資家の皆様は、株式会社CJの運営する「議決権電子行使プラットフォーム」をご利用いただくことが可能です。

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の最重要課題の一つと位置付けております。

利益の配分に当たっては、株主重視の経営を目指す観点から、連結業績を反映した配当を基本方針とし、資金の状況、財務の状況等を総合的に勘案しながら連結配当性向30%を基準とした利益配分を目指してまいります。

上記の方針に基づいて、当期の期末配当金につきましては、連結業績を踏まえ、1株当たり70円とさせていただきたいと存じます。

なお、中間配当として1株当たり50円をお支払いしておりますので、年間配当金は1株当たり120円となります。

また、内部留保資金につきましては、財務体質の強化、将来の事業展開等に充当させていただきたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

- (1) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額
当社普通株式1株につき金70円
総額 2,591,278,620円
- (2) 剰余金の配当が効力を生じる日
2022年6月30日

2. 剰余金の処分にに関する事項

- (1) 減少する剰余金の項目およびその額
繰越利益剰余金 3,500,000,000円
- (2) 増加する剰余金の項目およびその額
別途積立金 3,500,000,000円

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する株主総会資料の電子提供制度の施行日が2022年9月1日とされたことに伴い、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨および書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定することができる旨の規定を設けるものであります。

また、現行の株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定は不要となるため、これを削除するとともに、これらの変更に伴う効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更箇所)

現行定款	変更案
<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p>	<p><削除></p>

現行定款

変更案

<新設>

(電子提供措置等)

第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

- ② 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

<新設>

(附則)

- ① 変更前定款第16条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除および変更後定款第16条（電子提供措置等）の新設は、2022年9月1日から効力を生ずるものとする。
- ② 前項の規定にかかわらず、2023年2月末日までの日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第16条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。
- ③ 本附則は、2023年3月1日または前項の株主総会の日から3ヵ月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

第3号議案 取締役6名選任の件

取締役全員（6名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。また、取締役大原 靖氏は、2022年4月12日、逝去に伴い退任いたしました。つきましては、社外取締役3名を含む取締役6名の選任をお願いいたしたいと存じます。

その候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏名		性別	現在の地位	2021年度の 取締役会出席状況
1	こせ けんじ 古世 憲二	再任	男性	代表取締役社長 兼最高執行責任者 (COO)	100% (15回中15回)
2	きむら たかとし 木村 隆利	再任	男性	取締役	100% (11回中11回)
3	みやじ まさき 宮地 正樹	新任	男性	上席執行役員 モビリティ事業統括	—
4	あべ しゅうじ 阿部 修司	再任	男性	取締役	100% (15回中15回)
5	あんどう けいいち 安藤 圭一	再任	男性	取締役	100% (15回中15回)
6	きたやま ひさえ 北山 久恵	再任	女性	取締役	100% (15回中15回)

(注) 木村隆利氏の出席状況については、2021年6月29日の就任後に開催された取締役会を対象としております。



再任

1 こ せ けんじ
古世 憲二 1958年5月9日生

所有する当社の株式の数
5,746株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

- 1977年 4月 当社入社
- 2013年 6月 当社執行役員
- 2015年 6月 当社上席執行役員
- 2017年 4月 当社チェーン製造事業部長兼京田辺工場長
- 2017年 6月 当社取締役上席執行役員
- 2018年 4月 当社チェーン事業統括
- 2018年 6月 当社取締役常務執行役員
- 2019年 6月 当社取締役
- 2021年 6月 当社代表取締役社長兼最高執行責任者（COO）（現任）

取締役候補者とした理由

2021年6月から代表取締役を務めており、当社グループの戦略策定および経営の監督を適切に行っております。製造、技術、商品企画等、多様かつ豊富な経験を活かし、当社グループの事業拡大、企業価値向上に経営手腕を発揮しております。当社グループ全体の経営に関する総合的な判断力を有していることから、当社取締役として適任であると判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。



再任

2 ^{きむら たかとし}
木村 隆利 1961年1月18日生

所有する当社の株式の数
2,032株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

- 1983年 4月 当社入社
- 2006年10月 当社チェーン事業部営業統括海外部長
- 2009年 4月 当社チェーン・精機部門統括パワトラ営業部長
- 2012年 1月 椿本鏈条貿易（上海）有限公司（現 椿本鏈条（上海）有限公司） 董事長
- 2015年 6月 当社執行役員
- 2016年 6月 当社経営企画センター長兼大阪支社長
- 2018年 4月 当社マテハン事業統括マテハン事業部長兼同事業部営業統括兼大阪支社長
- 2018年 6月 当社上席執行役員
当社マテハン事業統括マテハン事業部長
- 2020年 4月 当社常務執行役員
当社マテハン事業統括
- 2021年 6月 当社取締役（現任）

取締役候補者とした理由

当社事業部門、本社部門および海外現地法人での多様かつ豊富な経験を活かし、取締役就任以降、トップマネジメントとして、当社グループの戦略策定および経営の監督を適切に行っております。当社グループ全体の経営に関する総合的な判断力を有していることから、当社取締役として適任であると判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。



新任

3

みやじ まさき
宮地 正樹

1962年3月3日生

所有する当社の株式の数
1,724株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

- 1984年4月 当社入社
- 2008年4月 当社自動車部品事業部製造部長
- 2012年4月 当社自動車部品事業部グローバル製造統括
- 2016年6月 当社執行役員
当社グローバル自動車部品事業本部自動車部品事業部グローバル製造統括兼埼玉工場長
- 2018年6月 当社上席執行役員（現任）
当社自動車部品事業統括自動車部品事業部長兼埼玉工場長兼兵庫工場長
- 2020年4月 当社上席執行役員
当社自動車部品事業統括
- 2021年4月 当社上席執行役員
当社モビリティ事業統括（現任）

（重要な兼職の状況）

- ・ 椿本汽車発動機（上海）有限公司 董事
- ・ TSUBAKIMOTO AUTOMOTIVE (THAILAND) CO., LTD. 取締役

取締役候補者とした理由

入社以来、モビリティ（旧自動車部品）事業において、製造・技術分野を中心に手腕を発揮。グローバルな業容拡大に貢献し、多くの海外拠点を擁する事業部門のトップとしてリーダーシップを発揮してまいりました。当社グループ全体の経営に関する総合的な判断力を有していることから、当社取締役として適任であると判断し、取締役として選任をお願いするものであります。



再任

社外

独立

4 あ べ しゅうじ 阿部 修司

1944年2月3日生

所有する当社の株式の数
0株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

- 1997年6月 ヤンマーディーゼル(株) (現 ヤンマーホールディングス(株)) 取締役
- 1999年6月 同社常務取締役
- 2001年6月 同社専務取締役
- 2005年6月 同社取締役副社長
- 2007年6月 ヤンマー農機(株) (現 ヤンマーアグリ(株)) 代表取締役社長
- 2009年2月 同社代表取締役社長を退任
- 2010年6月 ヤンマー(株) (現 ヤンマーホールディングス(株)) 取締役副社長を退任
- 2013年6月 当社取締役 (現任)

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

モノづくり企業における経営者としての豊富な知識や経験を有しており、当社の「技術志向」「開発志向」「モノづくり志向」の3つのベースに対する的確なアドバイスをいただくなど経営を適切に監督いただいております。今後におきましても、当社の経営に対して、客観的かつ中立な立場から監督を行っていただけるものと判断し、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。



再任

社外

独立

5 あんどう けいいち
安藤 圭一 1951年11月5日生

所有する当社の株式の数
0株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

- 2009年 4月 (株)三井住友銀行取締役兼専務執行役員
- 2010年 4月 同行代表取締役兼副頭取執行役員
- 2012年 3月 同行代表取締役兼副頭取執行役員を退任
- 2012年 4月 新関西国際空港(株)代表取締役社長
- 2012年 7月 同社代表取締役社長兼CEO
- 2016年 6月 同社代表取締役社長兼CEOを退任
銀泉(株)代表取締役社長
- 2017年 6月 当社取締役（現任）
- 2019年 6月 銀泉(株)代表取締役社長を退任

(重要な兼職の状況)

- ・塩野義製薬(株) 社外取締役
- ・(株)ダイヘン 社外取締役

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

金融機関等における経営者としての豊富な知識や経験を有しており、財務、コーポレート・ガバナンスといった分野に対して的確なアドバイスをいただくなど経営を適切に監督いただいております。今後におきましても、当社の経営に対して、客観的かつ中立な立場から監督を行っていただけるものと判断し、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。



再任

社外

独立

6 きたやま ひさえ
北山 久恵 1957年8月30日生

所有する当社の株式の数
0株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

- 1982年10月 監査法人朝日会計社（現 有限責任あずさ監査法人）入社
- 1986年 3月 公認会計士登録
- 1999年 5月 朝日監査法人（現 有限責任あずさ監査法人）
パートナー
- 2013年 7月 有限責任あずさ監査法人常務執行理事
- 2019年 6月 日本公認会計士協会近畿会会長（現任）
- 2019年 7月 有限責任あずさ監査法人専務役員
日本公認会計士協会副会長（現任）
- 2020年 6月 有限責任あずさ監査法人専務役員を退任
当社取締役（現任）
- 2020年 7月 北山公認会計士事務所開設 代表（現任）

（重要な兼職の状況）

- ・北山公認会計士事務所 代表 公認会計士
- ・日本公認会計士協会 副会長、近畿会会長
- ・(株)荏原製作所 社外取締役

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

公認会計士として監査法人における豊富な経験から企業会計について高い専門性を有しており、財務・会計といった分野に対して的確なアドバイスをいただくなど経営を適切に監督いただいております。今後におきましても、当社の経営に対して、客観的かつ中立な立場から監督を行っていただけるものと判断し、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 各候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。
2. 各候補者の指名に当たっては、社外取締役が過半数を占める任意の指名・報酬委員会での検討を経た後、取締役会にて最終決定しております。
3. 当社は、会社法第430条の3第1項の規定に基づき、保険会社との間で、役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者である取締役がその職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生じることとなる損害を填補することとしております。なお、各候補者が取締役就任した場合は、当該保険契約の被保険者となり、任期途中で当該保険契約を更新する予定であります。
4. 阿部修司氏の社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって9年であり、安藤圭一氏の社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって5年、北山久恵氏の社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって2年であります。
5. 当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、阿部修司氏、安藤圭一氏および北山久恵氏との間で、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額であります。なお、本議案において各氏の選任が承認可決された場合、当社は各氏との間で、上記契約を継続する予定であります。
6. 当社は、阿部修司氏、安藤圭一氏および北山久恵氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定しております。また、本議案において各氏の選任が承認可決された場合、引き続き独立役員とする予定であります。

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

監査役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、あらかじめ補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案の提出につきましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。その候補者は次のとおりであります。



はやし こうじ
林 晃史 1959年9月18日生

所有する当社の株式の数
0株

略歴、地位および重要な兼職の状況

- 1990年4月 弁護士登録（神戸弁護士会（現 兵庫県弁護士会）
北山法律事務所（現 弁護士法人神戸京橋法律事務所）入所
- 2009年5月 神戸京橋法律事務所（現 弁護士法人神戸京橋法律事務所）副所長
- 2012年4月 兵庫県弁護士会会長
- 2013年3月 兵庫県弁護士会会長を退任
- 2017年1月 弁護士法人神戸京橋法律事務所代表社員所長（現任）
- 2022年4月 日本弁護士連合会副会長（現任）

(重要な兼職の状況)

- ・ 弁護士法人神戸京橋法律事務所 代表社員所長 弁護士
- ・ (株)帝国電機製作所 社外取締役（監査等委員）
- ・ 日本弁護士連合会 副会長

補欠の社外監査役候補者とした理由

長年の弁護士としての経験から企業法務について高い専門性を有しており、当社の経営に対して、専門的見地から、また客観的かつ中立な立場から監査を行っていただけるものと判断し、補欠の社外監査役候補者として選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。
2. 当社は、会社法第430条の3第1項の規定に基づき、保険会社との間で、役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者である監査役がその職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生じることになる損害を填補することとしております。なお、候補者が監査役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となり、任期途中で当該保険契約を更新する予定であります。
3. 林 晃史氏が社外監査役に就任された場合には、当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同氏との間で、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結する予定であり、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額であります。
4. 林 晃史氏が社外取締役（監査等委員）として在任している株式会社帝国電機製作所において、同社製品の性能試験に係る不適切行為の事実が2021年6月に判明しました。同氏は当該事実の判明時まで当該事実を認識しておりませんでした。当該事実の判明後は、社内調査委員会の委員長として再発防止策の提言等を行いました。
5. 本議案において林 晃史氏の選任が承認可決された後、同氏が社外監査役に就任された場合、当社は同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定する予定であります。

以上

ご参考 取締役・監査役の構成（本株主総会において各候補者が選任された場合）

各役員のス��ル・マトリックス

氏名	地位および担当	企業経営	国際性	技術・開発・製造	営業・マーケティング	財務・会計	法務・コンプライアンス	リスク管理
古世 憲二	代表取締役会長 兼最高経営責任者 (CEO)	●		●	●			
木村 隆利	代表取締役社長 兼最高執行責任者 (COO)	●	●		●			
宮地 正樹	取締役	●	●	●				
阿部 修司	取締役	●	●	●				
安藤 圭一	取締役	●	●			●		
北山 久恵	取締役	●				●		●
田中 浩司	常勤監査役						●	●
川崎 加寸也	常勤監査役		●			●		
碩 省三	監査役		●				●	●
内藤 秀文	監査役		●				●	●

※上記一覧表は、各人の有するすべてのス��ルを表すものではなく、各人の有するス��ルのうち主なもの最大3つを表示しております。

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度(2021年4月1日～2022年3月31日)における世界経済は、先進国を中心とした新型コロナウイルスに対するワクチン接種の進展、各国の経済政策などにより概ね回復傾向で推移しましたが、ロシアがウクライナに侵攻するなど世界情勢の緊張が高まりました。

中国においては、新型コロナウイルス感染再拡大などの影響により景気の回復ペースが鈍化しましたが、米国や欧州では政府の経済対策などにより景気は回復傾向となりました。

わが国においても、各種政策や海外経済の改善などにより景気は回復傾向であるものの、変異株を中心とした新型コロナウイルス感染再拡大に伴う経済活動の制限、半導体不足、エネルギー・素材価格の高騰などにより、先行き不透明な状況が続きました。

このような状況のもと、当連結会計年度の受注高は2,325億40百万円(前期比22.5%増)、売上高は2,158億79百万円(同11.6%増)となりました。

損益につきましては、営業利益は178億42百万円(同100.5%増)、経常利益は200億45百万円(同81.8%増)、親会社株主に帰属する当期純利益は145億43百万円(同67.0%増)となりました。

部門別の状況は、次のとおりであります。

チェーン事業部門

チェーン事業につきましては、日本、米州、欧州、環インド洋、中国、韓国・台湾において販売が増加したことから、前期比で増収となりました。

以上により、チェーン事業の受注高は813億1百万円(前期比32.1%増)、売上高は723億71百万円(同21.2%増)、営業利益は110億5百万円(同40.0%増)となりました。

モーションコントロール事業部門

モーションコントロール(旧精機)事業につきましては、日本、米州、欧州、中国、韓国・台湾において販売が増加したことから、前期比で増収となりました。

以上により、モーションコントロール事業の受注高は228億53百万円(前期比31.8%増)、売上高は193億76百万円(同9.3%増)、営業利益は11億29百万円(同51.1%増)となりました。

モビリティ事業部門

モビリティ（旧自動車部品）事業につきましては、日本、米州、欧州、タイ、中国、韓国の各拠点において自動車エンジン用タイミングチェーンシステムなどの販売が増加したことから、前期比で増収となりました。

以上により、モビリティ事業の受注高は661億99百万円（前期比10.8%増）、売上高は660億26百万円（同11.1%増）、営業利益は65億68百万円（同73.6%増）となりました。

マテハン事業部門

マテハン事業につきましては、日本国内や米州における自動車業界向けシステムの売上が減少しましたが、日本国内において物流業界向けや新聞印刷工場向け、ライフサイエンス分野向けシステムの売上が増加したことなどから、前期比で増収となりました。

以上により、マテハン事業の受注高は592億79百万円（前期比22.8%増）、売上高は557億4百万円（同4.6%増）、営業利益は7億99百万円（前期は22億2百万円の営業損失）となりました。

その他部門

その他の受注高は29億5百万円（前期比3.5%減）、売上高は24億円（同25.9%減）、損益につきましては、4億42百万円の営業損失（前期は3億30百万円の営業損失）となりました。

部門別 受注高および売上高

部門	項目	受注高	前期比	売上高	前期比
チェーン事業部門		81,301百万円	32.1%	72,371百万円	21.2%
モーションコントロール事業部門		22,853百万円	31.8%	19,376百万円	9.3%
モビリティ事業部門		66,199百万円	10.8%	66,026百万円	11.1%
マテハン事業部門		59,279百万円	22.8%	55,704百万円	4.6%
その他部門		2,905百万円	△3.5%	2,400百万円	△25.9%
合	計	232,540百万円	22.5%	215,879百万円	11.6%

(注) 1. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. △印は、減少を示しております。

(2) 対処すべき課題

(イ) 今後の見通し

今後の見通しにつきましては、新型コロナウイルスの影響に加え、世界情勢によるエネルギー・素材価格、為替変動等の経済への影響が懸念され、不透明な状況が続くものと予想されま

す。
このような状況のもと、当社グループは、引き続き「中期経営計画2025」の課題達成に向けて、既存事業の収益力強化、持続的成長につながる新事業開発・商品開発の推進やモノづくりの強化等に努めてまいります。

(ロ) 会社の対処すべき課題

当社グループは、2021年6月に「長期ビジョン2030」および「中期経営計画2025」を策定いたしました。「長期ビジョン2030」では、2030年のありたい姿を「“Linked Automation”（高機能化と高度オートメーション化された技術領域）テクノロジーにより、社会課題の解決に貢献する企業グループを目指します。」と決めました。この長期ビジョンのもと、当社グループは「人にやさしい社会の実現」「安心・安全な生活基盤の構築」「地球にやさしい社会の創造」といった社会課題の解決へ貢献する新事業に取り組むとともに、既存事業の拡大により売上高規模5,000億円企業（2030年）を目指してまいります。

また、「中期経営計画2025」では、既存事業での収益力を強化するとともに、「長期ビジョン2030」の実現に向け、持続的成長につながる新事業の種まきを行う5年間と位置付けて、以下の方策を展開してまいります。

①持続的成長が可能となる次世代ビジネスの創出

- ・社会課題に対応する新事業分野への進出
- ・社会課題解決に向けた新商品・新技術の創出と育成

②既存事業のさらなる市場地位確立と収益力の強化

- ・グローバルトップ商品：競争優位性の維持・強化
- ・ニッチトップ商品：価格競争力の向上による販売の拡大

③モノづくり改革および人づくり強化による事業基盤の強化

④ESG（環境・社会・ガバナンス）への取り組み強化

- ・環境(E)：CO2総排出量削減に向けた取り組み
- ・社会(S)：機会創出に向けた攻めの取り組み（商品を通じた社会価値（CSV）の向上）
- ・ガバナンス(G)：グローバルでのガバナンス強化と事業リスク最小化による事業基盤強化

こうした中、本年度（2023年3月期）においては「中期経営計画2025」に則り、将来の拡大成長を見据えた新事業領域の開拓、コア技術の磨き上げとモノづくり改革の全社展開、および持続可能な社会に寄与するサステナビリティ課題への対応強化に注力してまいります。

なお、事業部門別には、主として以下の課題に取り組んでまいります。

まず、チェーン事業におきましては、「ムダのない製造工場」に向けてシステム連携および自動化への対応を強化するとともに、未来型新商品の開発に向けた取り組みを展開してまいります。次に、モーションコントロール事業では、複合型商品の開発に注力するとともに、スマートファクトリー（「見える工場」「止まらない工場」「つながる工場」）の実現に向けた活動に注力してまいります。さらに、モビリティ事業では、既存ビジネスで環境対応商品をグローバルに展開すると同時に、新たなモビリティビジネスの開拓に向けて独自性のある商品の開発と提供に取り組んでまいります。そして、マテハン事業では、システムインテグレーションビジネスの強化、メンテナンス事業の拡大に注力するとともに、再生医療等の新事業分野を含め、事業拡大に向けた各種活動を展開してまいります。

また、安心・安全で天候に左右されない「植物工場向け自動化装置（アグリビジネス）」、災害時対応やスマート電力網の構築に寄与するV2X（Vehicle to Everything）対応充放電装置「eLINK®」、モノづくりのノウハウを生かした遠隔監視等の「モニタリングシステム」では、社外との連携を強化することにより、新規事業育成への取り組みをさらに進めてまいります。

その他の課題として、事業の継続と社会的責任を果たすため、当社グループにおけるESGの重要課題を抽出し、事業活動を通じた対応を推進してまいります。環境・社会課題関連では、2022年3月に「気候関連財務情報開示タスクフォース(TCFD)」提言への賛同表明および「国連グローバル・コンパクト（UNGC）」への署名を行いました。これらを機に、グループ全体で一層の活動強化を図ってまいります。また、健康増進活動による健康経営の推進と環境整備を含めた働き方改革により、従業員の活力向上に取り組んでまいります。ガバナンス関連では、現行のコーポレート・ガバナンス体制において実効性評価に基づく取締役会の活性化策を実施するとともに、リスクマネジメント活動をグローバルに展開してまいります。

当社グループは、「モノづくり企業」としての事業基盤を強化すると同時に、モノづくりの枠を超えたソリューション提供を通じた社会貢献、企業価値向上を目指してまいりますので、株主の皆様には、より一層のご支援とご鞭撻を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

(3) 設備投資等の状況

当連結会計年度は、総額85億91百万円の設備投資を行いました。

内訳といたしましては、生産設備の増強、合理化、更新を中心にチェーン事業部門27億82百万円、モーションコントロール事業部門14億16百万円、モビリティ事業部門35億42百万円、マテハン事業部門8億17百万円、その他部門33百万円であります。

(4) 資金調達の状況

当社は、当社グループの資金の一元管理を実施するとともに、今後の資金需要に対して機動的かつ効率的な資金確保を行うことを目的として、金融機関とのコミットメントライン契約による150億円の借入枠を確保しております。

(5) 財産および損益の状況の推移

区分	2018年度 第109期	2019年度 第110期	2020年度 第111期	2021年度 第112期
受注高 (百万円)	234,196	229,394	189,875	232,540
売上高 (百万円)	238,515	226,423	193,399	215,879
経常利益 (百万円)	21,621	16,698	11,026	20,045
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	13,779	11,576	8,706	14,543
1株当たり当期純利益 (円)	364.03	308.71	235.23	392.88
総資産 (百万円)	305,916	294,098	307,332	332,620
純資産 (百万円)	175,454	176,055	187,494	209,757
1株当たり純資産 (円)	4,590.06	4,711.34	5,019.35	5,612.28

- (注) 1. 百万円単位の記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。
 2. 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産は期末発行済株式総数により算出してあります。
 3. 当社は、2018年10月1日付で普通株式5株につき1株の割合で株式併合を行っております。第109期の期首に当該株式併合が行われたと仮定して、1株当たり当期純利益および1株当たり純資産を算出してあります。
 4. 第112期から「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を適用しており、第112期の財産および損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しております。

(6) 重要な子会社の状況 (2022年3月31日現在)

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
ツバキ山久チエイン株式会社	126百万円	100.0%	動力伝動装置および輸送機装置の製造販売
株式会社椿本バルクシステム	150百万円	100.0%	輸送機装置の製造販売
椿本メイフラン株式会社	90百万円	※100.0%	輸送機装置の製造販売
株式会社椿本マシナリー	139百万円	100.0%	動力伝動装置および輸送機装置の販売
U.S. TSUBAKI HOLDINGS, INC.	33,500千米ドル	100.0%	米国における事業支援
TSUBAKIMOTO EUROPE B.V.	17,422千ユーロ	100.0%	動力伝動装置の製造販売
TSUBAKI OF CANADA LIMITED	6,295千加ドル	100.0%	動力伝動装置の製造販売
Tsubaki Kabelschlepp GmbH	2,600千ユーロ	100.0%	動力伝動装置および輸送機装置の製造販売
椿本鏈条（上海）有限公司	1,500千米ドル	100.0%	動力伝動装置および輸送機装置の販売
TSUBAKIMOTO AUTOMOTIVE (THAILAND) CO., LTD.	202,000千バーツ	100.0%	動力伝動装置の製造販売
椿本汽車発動機（上海）有限公司	20,692千人民元	100.0%	動力伝動装置の製造販売
Tsubakimoto Automotive Korea Co., Ltd.	29,500百万ウォン	100.0%	動力伝動装置の製造販売
Mayfran International, Incorporated	1千米ドル	100.0%	輸送機装置の製造販売
Conergics International LLC	1千米ドル	100.0%	輸送機装置の製造販売の欧州等における事業支援

(注) ※印は、間接所有を含む比率であります。

(7) 主要な事業内容 (2022年3月31日現在)

当社グループは、各種産業用チェーン、動力伝動装置および搬送装置の製造、販売を営んでおります。その主要製品を部門別に大別しますと、次のとおりであります。

部門	主要製品
チェーン事業部門	ドライブチェーン、小形コンベヤチェーン、大形コンベヤチェーン、トップチェーン、スプロケット、タイミングベルト、タイミングプーリ、ケーブル・ホース支持案内装置 他
モーションコントロール事業部門	減速機、直線作動機、軸継手、締結具、クラッチ、電気式制御機器、機械式過負荷保護機器、モジュール（ジップチェーンリフタ等） 他
モビリティ事業部門	エンジン用タイミングチェーンシステム（カム駆動、補機駆動等）、EV/HEV・トランスファー用チェーン、車載用クラッチ 他
マテハン事業部門	物流業界向けシステム、ライフサイエンス分野向けシステム、新聞印刷工場向けシステム、自動車業界向けシステム、その他搬送・仕分け・保管システム、粉粒体搬送コンベヤ、金属切屑搬送・クーラント処理装置、メンテナンス 他
その他部門	IoT対応遠隔監視プラットフォーム、V2X対応充放電装置、植物工場向け自動化装置、ビルメンテナンス、保険代理業 他

(8) 主要な営業所および工場 (2022年3月31日現在)

① 当社

名称	所在地
本社	大阪市北区
東京支社	東京都港区
大阪支社	大阪市北区
名古屋支社	名古屋市中村区
京田辺工場	京都府京田辺市
埼玉工場	埼玉県飯能市
長岡京工場	京都府長岡京市
兵庫工場	兵庫県加西市
岡山工場	岡山県津山市

② 重要な子会社

名称	所在地
ツバキ山久チエイン株式会社	東京都港区
株式会社椿本バルクシステム	大阪府豊中市
椿本メイフラン株式会社	滋賀県甲賀市
株式会社椿本マシナリー	大阪市西区
U.S. TSUBAKI HOLDINGS, INC.	アメリカ合衆国 イリノイ州
TSUBAKIMOTO EUROPE B.V.	オランダ ドルドレヒト市
TSUBAKI OF CANADA LIMITED	カナダ オンタリオ州
Tsubaki Kabelschlepp GmbH	ドイツ ノルトライン・ヴェストファーレン州
椿本鏈条（上海）有限公司	中華人民共和国 上海市
TSUBAKIMOTO AUTOMOTIVE (THAILAND) CO., LTD.	タイ チョンブリ県
椿本汽車発動機（上海）有限公司	中華人民共和国 上海市
Tsubakimoto Automotive Korea Co., Ltd.	大韓民国 チャンウォン市
Mayfran International, Incorporated	アメリカ合衆国 オハイオ州
Conergics International LLC	アメリカ合衆国 オハイオ州

(9) 従業員の状況 (2022年3月31日現在)

事業の種類別セグメントの名称	従業員数	前期末比増減
チェーン事業部門	2,870名	124名増
モーションコントロール事業部門	847名	112名減
モビリティ事業部門	2,484名	62名減
マテハン事業部門	1,877名	70名増
その他部門	162名	21名減
全社（共通）	326名	32名増
合計	8,566名	31名増

- (注) 1. 従業員数は就業人員数（常勤嘱託、シニア、パートタイマー、アルバイト、契約社員計725名を含む）であります。
 2. 上記従業員の状況には、執行役員は含んでおりません。
 3. 全社（共通）は、特定のセグメントに区分できない管理部門等に所属している従業員数であります。

(10) 主要な借入先 (2022年3月31日現在)

借入先	借入額
株式会社三井住友銀行	7,470百万円
太陽生命保険株式会社	4,700百万円
株式会社三菱UFJ銀行	3,034百万円

- (注) 1. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。
 2. 借入額には、借入先の海外現地法人からの借入を含んでおります。

2. 会社の株式に関する事項（2022年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 59,800,000株
 (2) 発行済株式の総数 38,281,393株（自己株式1,263,127株を含む）
 (3) 株主数 10,025名
 (4) 大株主

株主名	持株数	持株比率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	4,835千株	13.06%
太陽生命保険株式会社	3,559千株	9.61%
日本生命保険相互会社	1,773千株	4.78%
樺本チエイン持株共栄会	1,563千株	4.22%
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	1,526千株	4.12%
樺本興業株式会社	1,158千株	3.13%
株式会社三井住友銀行	1,000千株	2.70%
三井住友信託銀行株式会社	849千株	2.29%
株式会社りそな銀行	667千株	1.80%
株式会社三菱UFJ銀行	641千株	1.73%

- (注) 1. 株式数は、千株未満を切り捨てて表示しております。
 2. 当社は、自己株式1,263,127株を保有しておりますが、上記大株主には含めておりません。
 3. 持株比率は、自己株式1,263,127株を控除して計算しております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

当社は、2020年6月26日開催の第111回定時株主総会決議に基づき、取締役（社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式報酬制度を導入しております。これを受け、2021年6月29日開催の取締役会決議に基づき、自己株式4,868株を処分し、取締役（社外取締役を除く）4名に対して譲渡制限付株式として割り当てております。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等（2022年3月31日現在）

氏名	地位および担当	重要な兼職の状況
大原 靖	代表取締役会長 兼 最高経営責任者（CEO）	
古世 憲二	代表取締役社長 兼 最高執行責任者（COO）	
鈴木 恭	取締役	TSUBAKIMOTO EUROPE B.V. 取締役
木村 隆利	取締役	
阿部 修司	取締役	
安藤 圭一	取締役	塩野義製薬株式会社 社外取締役 株式会社ダイヘン 社外取締役
北山 久恵	取締役	北山公認会計士事務所 代表 公認会計士 日本公認会計士協会 副会長、近畿会会長 株式会社荏原製作所 社外取締役
田中 浩司	常勤監査役	ツバキ山久チエイン株式会社 監査役 椿本メイフラン株式会社 監査役 株式会社椿本マシナリー 監査役
川崎 加寸也	常勤監査役	Tsubakimoto Automotive Korea Co., Ltd. 監事
碩 省三	監査役	弁護士法人御堂筋法律事務所 パートナー弁護士 中外炉工業株式会社 社外監査役
内藤 秀文	監査役	内藤総合法律事務所 代表弁護士

- (注) 1. 取締役のうち阿部修司氏、安藤圭一氏および北山久恵氏は、社外取締役であります。
2. 監査役のうち碩 省三氏および内藤秀文氏は、社外監査役であります。
3. 監査役川崎加寸也氏は、長年当社の財務業務を担当し、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 当事業年度中の異動
- 就任 2021年6月29日開催の第112回定時株主総会において、木村隆利氏が取締役に新たに選任され、就任しました。
- 退任 2021年6月29日開催の第112回定時株主総会終結の時をもって、長 勇氏および山本哲也氏は取締役に退任しました。
5. 当事業年度中の重要な兼職の状況の異動
- (2021年6月11日付)
監査役田中浩司氏は、株式会社椿本マシナリーの監査役に就任しました。
- (2021年6月15日付)
取締役鈴木恭氏は、椿本鏈条（上海）有限公司の董事およびTSUBAKIMOTO AUTOMOTIVE (THAILAND) CO., LTD.の取締役に退任しました。
- (2021年6月23日付)
取締役古世憲二氏は、ツバキ山久チエイン株式会社の取締役に退任しました。
6. 当事業年度末日後の異動
- 退任 2022年4月12日に逝去により大原 靖氏は取締役に退任しました。

7. 当社は、取締役阿部修司氏、安藤圭一氏および北山久恵氏ならびに監査役碩 省三氏および内藤秀文氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定しております。
8. 執行役員は下記のとおりです。(2022年4月1日現在)

氏名	地位および担当
永井康詞	常務執行役員 パワトラ事業統括
中村一智	常務執行役員 樺本鏈条（上海）有限公司董事長
宮地正樹	上席執行役員 モビリティ事業統括
Kevin Richard Powers	上席執行役員 米州パワトラ・マテハンビジネス担当 兼 U.S. TSUBAKI HOLDINGS, INC.社長
揚田利浩	上席執行役員 パワトラ事業統括パワトラマーケティング統括
石田裕美	上席執行役員 人事・総務・法務担当 兼 大阪支社長
井上幸三	上席執行役員 モビリティ事業統括モビリティ事業部長 兼 兵庫工場長
岡本雅文	上席執行役員 マテハン事業統括 兼 同事業統括マテハン事業部長
佐藤功	上席執行役員 モビリティ事業統括モビリティビジネス推進担当 兼 同事業統括海外経営管理統括 兼 名古屋支社長
西井久雄	上席執行役員 研究開発センター長 兼 DXビジネス担当
堺和伸光	執行役員 品質・安全衛生・サステナビリティ担当 兼 品質管理部長 兼 埼玉工場長
熊倉淳	執行役員 アプリ・PCSビジネス担当
丹山太	執行役員 パワトラ事業統括パワトラ営業統括 兼 同営業統括新ビジネス開発統括 兼 同統括新ビジネス開発部長 兼 東京支社長
明坂泰宏	執行役員 財務・経営企画・情報システム・新事業開発担当
川上修	執行役員 パワトラ事業統括チェーン事業部長 兼 京田辺工場長
前田隆雄	執行役員 パワトラ事業統括モーションコントロール事業部長 兼 同事業部技術統括 兼 長岡京工場長 兼 岡山工場長
藤村昌由	執行役員 パワトラ事業統括パワトラ営業統括国内営業統括
中久保克也	執行役員 モビリティ事業統括モビリティ事業部タイミングシステム統括 兼 同統括技術部長

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、社外取締役および社外監査役の全員との間で、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額であります。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は、当社および当社グループの取締役、監査役、執行役員および重要な使用人であり、被保険者は保険料を負担していません。当該保険契約により保険期間中に被保険者に対して提起された損害賠償請求にかかる訴訟費用および損害賠償金等が填補されることとなります。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。

(4) 当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等の額

① 取締役および監査役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

・取締役の報酬の決定方針について

取締役の報酬の算定方法の決定に関する方針については、取締役会の任意の諮問機関として社外取締役が構成員の過半数を占める指名・報酬委員会を設置し、同委員会で審議・答申を行ったうえ、2021年5月21日開催の取締役会において決定しております。

・取締役の報酬の決定方針の概要

当社の取締役の報酬は、長期的・持続的な企業価値の向上を実現させるためのインセンティブとして十分に機能するよう、業績および株主利益との連動を意識した報酬体系をとっております。具体的には、社内取締役の報酬は、金銭報酬である固定報酬および業績連動報酬と非金銭報酬である譲渡制限付株式報酬で構成するものとしております。ただし、社外取締役の報酬は、客観的かつ中立な立場で経営監督を行う役割を担うことから、金銭報酬である固定報酬のみで構成するものとしております。

・監査役の報酬について

監査役の報酬は、監査役が客観的かつ中立な立場で経営監査を行う役割を担うことから、金銭報酬である固定報酬のみで構成し、個人別の金銭報酬額については監査役の協議により決定しております。

② 取締役および監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の金銭報酬の額は、2020年6月26日開催の第111回定時株主総会において月額500万円以内（うち、社外取締役月額300万円以内）と決議されております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は8名（うち、社外取締役は3名）であります。また、当該金銭報酬とは別枠で、2020年6月26日開催の第111回定時株主総会において、取締役の譲渡制限付株式報酬の額を年額600万円以内、株式数の上限を年2万株以内（社外取締役は付与対象外）と決議されております。当該定時株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く）の員数は5名であります。

監査役の金銭報酬の額は、2008年6月27日開催の第99回定時株主総会において月額8百万円以内と決議されております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は4名であります。

③ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

金銭報酬の個人別の額については、指名・報酬委員会の審議・答申を経て決定された方針に沿って、一定の数式に従い算出し、取締役会の委任を受けた代表取締役会長 兼 最高経営責任者（CEO）大原 靖および代表取締役社長 兼 最高執行責任者（COO）古世 憲二が決定しております。

当該権限を代表取締役に委任した理由は、当社グループを取り巻く環境、経営状況等を最も熟知し総合的に決定できると判断したためであります。取締役会は、当該権限が代表取締役によって適切に行使されるよう、毎年当該プロセスの妥当性について取締役会で確認の上、委任していることから、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

④ 取締役および監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる役員 の員数 (人)
		固定報酬	業績連動報酬	非金銭報酬 (譲渡制限付 株式報酬)	
取締役 (うち社外取締役)	232 (25)	168 (25)	46	16	9 (3)
監査役 (うち社外監査役)	58 (11)	58 (11)	—	—	4 (2)

- (注) 1. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。
 2. 上記報酬等の額には2021年6月29日開催の第112回定時株主総会終結の時をもって、任期満了により退任した取締役2名が含まれております。

⑤ 業績連動報酬等に関する事項

・業績指標の内容および選定理由

取締役（社外取締役を除く）の業績向上に対する意欲や士気を高め、株主目線での経営を推進するため、指標として親会社株主に帰属する当期純利益金額、連結自己資本利益率（ROE）、株式時価総額の対前年増減を採用しております。

・業績連動報酬等の額または数の算定方法

取締役（社外取締役を除く）の業績連動報酬においては、世間水準および従業員給与との均衡を考慮して、業績指標の各項目を個別に評価することにより決定しております。

・業績連動報酬等の額の算定に用いた業績指標に関する実績

親会社株主に帰属する当期純利益	8,706百万円	連結自己資本利益率(ROE)	4.8%	株式時価総額の対前年増減	24.0%
-----------------	----------	----------------	------	--------------	-------

(注) 記載金額および比率は、第111期末の数値を記載しております。

⑥ 非金銭報酬等の内容

取締役（社外取締役を除く）が株式保有を通じて株主との価値共有を高めることにより、企業価値の持続的向上を図るため、取締役に対して譲渡制限付株式報酬を交付しております。

当該譲渡制限付株式報酬の概要は以下のとおりであります。

・譲渡制限期間

割当日より3年から30年の間で当社取締役会が予め定める期間

・譲渡制限の解除条件

譲渡制限期間の満了をもって制限を解除する。ただし、任期満了、死亡その他正当な理由により退任した場合、譲渡制限を解除する。

・当社による無償取得

譲渡制限期間中に、法令違反その他当社取締役会が定める事由に該当する場合、割当株式を当社が無償取得することができる。

・株式の交付時期

毎年1回、定時株主総会終了後の最初に開催する取締役会の決議を経て、翌月支給する。

なお、当該譲渡制限付株式報酬の交付状況は「2. 会社の株式に関する事項」に記載のとおりであります。

(5) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該法人等との関係（2022年3月31日現在）

区分	氏名	重要な兼職の状況
取締役	安藤圭一	塩野義製菓株式会社 株式会社ダイヘン 社外取締役 社外取締役
取締役	北山久恵	北山公認会計士事務所 日本公認会計士協会 株式会社荏原製作所 代表 公認会計士 副会長、近畿会会長 社外取締役
監査役	碩省三	弁護士法人御堂筋法律事務所 中外炉工業株式会社 パートナー弁護士 社外監査役
監査役	内藤秀文	内藤総合法律事務所 代表弁護士

(注) 重要な兼職先と当社の間には、特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況および期待される役割に関して行った職務の概要
取締役	阿部修司	当事業年度開催の取締役会15回のすべてに出席し、必要に応じ、主に経験豊富な経営者の観点から発言を行っております。また、指名・報酬委員会の委員長として、取締役の指名や報酬等について審議し、取締役会に答申することなどにより、独立した客観的立場から経営の監督に努めております。
取締役	安藤圭一	当事業年度開催の取締役会15回のすべてに出席し、必要に応じ、主に経験豊富な経営者の観点から発言を行っております。また、指名・報酬委員会の委員として、取締役の指名や報酬等について審議し、取締役会に答申することなどにより、独立した客観的立場から経営の監督に努めております。
取締役	北山久恵	当事業年度開催の取締役会15回のすべてに出席し、必要に応じ、主に公認会計士の専門的見地から発言を行っております。また、指名・報酬委員会の委員として、取締役の指名や報酬等について審議し、取締役会に答申することなどにより、独立した客観的立場から経営の監督に努めております。
監査役	碩省三	当事業年度開催の取締役会15回のすべてに出席し、また、監査役会17回のすべてに出席し、主に弁護士としての専門的見地から、当社の経営上有用な指摘、意見について発言を行っております。
監査役	内藤秀文	当事業年度開催の取締役会15回のすべてに出席し、また、監査役会17回のすべてに出席し、主に弁護士としての専門的見地から、当社の経営上有用な指摘、意見について発言を行っております。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

- | | |
|------------------------------------|-------|
| ① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等 | 63百万円 |
| ② 当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 63百万円 |

なお、当社の重要な子会社のうち、U.S. TSUBAKI HOLDINGS, INC. (アメリカ合衆国)、TSUBAKIMOTO EUROPE B.V. (オランダ)、TSUBAKI OF CANADA LIMITED (カナダ)、Tsubaki Kabelschlepp GmbH (ドイツ)、椿本鏈条 (上海) 有限公司 (中華人民共和国)、TSUBAKIMOTO AUTOMOTIVE (THAILAND) CO., LTD. (タイ)、椿本汽車発動機 (上海) 有限公司 (中華人民共和国)、Tsubakimoto Automotive Korea Co., Ltd. (大韓民国)、Mayfran International, Incorporated (アメリカ合衆国) は、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

- (注) 1. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、これらの合計額を記載しております。
3. 監査役会は、会計監査人の監査計画の概要、会計監査人の職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠等を確認し検討した結果、会計監査人の報酬等の額につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当する場合、監査役全員の同意により、会計監査人を解任することができるものとする。

また、上記のほか、会計監査人の適格性、独立性を害する事由の発生などにより適正な監査の遂行が困難であると認められる場合等、必要があると判断した場合には、監査役会は、会計監査人の解任または不再任議案を株主総会に提案することができるものとする。

5. 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

I. 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

当社は、当社グループの上記体制につき、取締役会において次のとおり決議いたしました。

(1) 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社およびグループ会社は、企業理念として「TSUBAKI SPIRIT」を定め、これを実現するため、取締役・執行役員・使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制を構築する。
- ② 当社およびグループ会社は、取締役・執行役員・使用人に対して、倫理観、行動規範を明確にした「倫理綱領」を定め、研修等を通じた倫理意識の向上、周知徹底を図り、これらの活動を定期的に取り締役に報告する。
また、「倫理委員会」を設置して、倫理綱領違反の再発防止策を検討・実施するとともに、必要に応じて違反者に対する処分を決定し、コンプライアンス体制の強化を図る。
- ③ 当社およびグループ会社は、内部通報制度として「倫理ヘルプライン」等の相談窓口を設置し、「倫理綱領」に反する行為について当社およびグループ会社の使用人が相談、通報できる体制を構築する。
- ④ 当社およびグループ会社は、「内部統制規定」を定めるとともに、内部統制推進部署を設置し、推進体制を整備することで、組織的かつ継続的な全員参加活動として、事業遂行における法令および企業倫理遵守ならびにリスクマネジメントを行いながら、決算・財務報告の信頼性を確保するとともに、業務の効率化を図る。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

当社およびグループ会社は、法令・社内規定に基づき文書等の保存および管理を行う。また、情報の管理については、情報セキュリティに関する社内規定を整備し、これに準拠して対応する。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社およびグループ会社は、「リスクマネジメント基本方針」に基づき、継続的にリスク要因を抽出・把握するとともに、その損失の極小化を図る。そのため、「サステナビリティ委員会」統括のもと複数の委員会を設置するなど、リスク予防に重点を置いた諸施策を実施し、また、当社およびグループ会社への周知徹底を図る。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 当社では、月1回の定例取締役会を開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、法令で定められた事項や当社およびグループ会社の経営に関する重要事項を審議・決定するとともに、取締役は、職務執行の状況を逐次報告・監督する。
- ② 当社は、取締役会に次ぐ重要な機関として戦略会議を開催し、当社およびグループ会社にかかる重要な事業戦略および経営方針等について、審議・決議・報告を行う。また、経営会議を開催し、経営状況、課題ならびに取締役会および戦略会議で決議・報告された事項を報告する。
- ③ 当社は、経営の透明性および客観性を高めるため、社外取締役を選任する。
- ④ 当社は、取締役会の意思決定の充実および迅速化、業務執行・監督機能の強化ならびに経営効率の向上を目的として、執行役員制度を導入する。

(5) 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 当社およびグループ会社は、企業集団として業務の執行が法令・定款に適合することを確保するために、規範、規則を関係会社管理規定類として整備する。
- ② グループ会社は、関係会社管理規定類に定める事項を当社に報告する。
- ③ 当社は、グループ会社の重要事項について、当社の取締役会または戦略会議で決議する。また、当社およびグループ会社は、グループ経営を強化するため、当社とグループ会社のトップが定期的に会議等を行い、経営目標の共有と経営課題の解決を図る。
- ④ 当社の内部監査室は、当社の監査役および会計監査人と適宜協議し、監査の効率的な実施に努め、当社およびグループ会社に対して内部統制、リスク管理体制の遵守、整備状況を監査するとともに、新たな課題に対して具体的な解決策を提示し、その後の改善状況を定期的に確認する。

(6) 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、およびその使用人の当社の取締役からの独立性に関する事項ならびに当社の監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ① 当社は、当社の監査役の職務を補助するため、監査役スタッフを任命する。当社の監査役は、必要に応じて監査役スタッフおよび内部監査室に対し業務の指示を行う。
- ② 監査役スタッフおよび内部監査室の独立性を確保するために、監査役スタッフおよび内部監査室所属の使用人の人事考課、人事異動等については当社の監査役の意見を聞くものとする。
- ③ 当社およびグループ会社の取締役、監査役および執行役員は、当社の監査役から指示を受けた監査役スタッフもしくは内部監査室所属の使用人の業務執行に対して不当な制約を行うことにより、その独立性を阻害することがないよう配慮する。

(7) 当社および子会社の取締役および使用人が当社の監査役に報告をするための体制その他の当社の監査役への報告に関する体制

- ① 当社およびグループ会社の取締役、監査役および執行役員は、当社の監査役に対して法定の事項に加え、当社およびグループ会社に重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況等、必要に応じて報告する。また使用人は、その職務の執行に関する事項について当社の監査役の求めがある場合、速やかに報告する。
- ② 当社およびグループ会社の「倫理ヘルプライン」等内部通報制度の担当者は、通報内容を当社の監査役に報告する。
- ③ 当社は、内部通報制度等により監査役に報告した者に対し、報告を行ったことを理由とする不利な取扱いを禁止する。

(8) その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 当社の監査役は、取締役会、戦略会議および経営会議に出席し、必要があると認めるときは意見を述べる。
- ② 当社の社外監査役のうち1名は、弁護士または公認会計士の資格を有する人材を招聘する。
- ③ 当社の監査役の職務の執行に必要な費用については、当社が負担する。

(9) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方およびその体制の整備状況

当社およびグループ会社は、「倫理綱領」に掲げる「反社会的勢力との絶縁」の方針に基づき、反社会的勢力との一切の関係を遮断するとともに、不当な要求は断固として排除するための体制として以下のとおり整備する。

- ① 当社およびグループ会社は、当社の総務担当執行役員を不当要求防止の総責任者とし、各社の総務責任者がその対応にあたる。
- ② 当社およびグループ会社は、警察、顧問弁護士などの外部の専門機関および近隣の企業などとの情報交換などを通じ、反社会的勢力に関する情報の収集を日常的に行うほか、上記の各関係機関などとの連携強化および関係の緊密化を図る。
- ③ 当社およびグループ会社は、倫理研修などを適宜実施し、反社会的勢力排除に向けた教育活動を行う。また、定期的に「企業倫理強化月間」などの啓蒙活動を実施し、取締役・執行役員・使用人の意識の向上を図る。

II. 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制の運用状況

当社は、内部統制推進部署を設置し、推進体制を整備することで、当社グループの内部統制について、継続的に確認および必要な正・改善を行っております。当事業年度における運用状況の概要は次のとおりであります。

内部統制を実効的なものとするため、当社およびグループ会社は、「企業倫理強化月間」および「倫理研修」を実施し、コンプライアンス（法令等遵守）の重要性について意識向上を図り、前記各種体制の徹底に努めております。

全社的なリスク管理のため、「サステナビリティ委員会」統括のもと、企業倫理、情報セキュリティ、環境、品質、安全衛生等の委員会を設置しており、各委員会が連携を取りながら、「リスクマネジメント基本方針」に基づくリスク要因の抽出・把握と未然防止に重点を置いた諸施策を継続的に実施しております。また、自然災害や重大事故などの不測の事態に備えるためのマニュアル等を整備し、初動対応力の強化に努めております。

当社の監査役は、取締役会、戦略会議および経営会議等の重要会議に出席し、必要があると認めるときは意見を述べるとともに、適宜、当社およびグループ会社の取締役、監査役、執行役員および使用人から必要な報告を受けております。さらに、当社の監査役は、会計監査人と随時情報の交換を行い、内部監査部門と適宜協議することで、効率的な監査体制を構築し、課題や改善状況等の確認を行っております。加えて、当社は監査役スタッフを任命し、監査役が独自により実効的な監査が実施できる体制を確保しております。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
資産の部		負債の部	
流動資産	166,512	流動負債	67,839
現金及び預金	49,104	支払手形及び買掛金	18,610
受取手形、売掛金及び契約資産	45,773	電子記録債務	9,762
電子記録債権	13,358	短期借入金	8,591
有価証券	6,339	1年内返済予定の長期借入金	4,551
商品及び製品	22,357	リース債務	559
仕掛品	14,250	未払法人税等	3,152
原材料及び貯蔵品	12,400	未払消費税等	375
その他	3,620	賞与引当金	5,164
貸倒引当金	△692	工事損失引当金	85
		受注損失引当金	11
		株主優待引当金	43
		営業外電子記録債務	1,286
		その他	15,642
固定資産	166,107	固定負債	55,023
有形固定資産	114,918	社債	15,000
建物及び構築物	31,887	長期借入金	9,727
機械装置及び運搬具	37,341	リース債務	800
工具、器具及び備品	3,775	繰延税金負債	8,877
土地	37,694	再評価に係る繰延税金負債	5,001
建設仮勘定	4,220	役員退職慰労引当金	140
		退職給付に係る負債	14,196
		資産除去債務	441
		その他	837
無形固定資産	10,700	負債合計	122,863
のれん	2,496	純資産の部	
その他	8,204	株主資本	192,304
投資その他の資産	40,488	資本金	17,076
投資有価証券	32,245	資本剰余金	13,569
長期貸付金	13	利益剰余金	165,878
繰延税金資産	2,350	自己株式	△4,220
退職給付に係る資産	42	その他の包括利益累計額	15,452
その他	5,942	その他有価証券評価差額金	14,716
貸倒引当金	△107	繰延ヘッジ損益	△75
資産合計	332,620	土地再評価差額金	△10,614
		為替換算調整勘定	11,622
		退職給付に係る調整累計額	△196
		非支配株主持分	2,000
		純資産合計	209,757
		負債及び純資産合計	332,620

連結損益計算書 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		215,879
売上原価		153,134
売上総利益		62,745
販売費及び一般管理費		44,902
営業利益		17,842
営業外収益		
受取利息	154	
受取配当金	944	
持分法による投資利益	81	
為替差益	979	
その他の営業外収益	1,070	3,230
営業外費用		
支払利息	296	
固定資産除売却損	232	
デリバティブ評価損	135	
その他の営業外費用	362	1,026
経常利益		20,045
特別利益		
関係会社清算益	4	
投資有価証券売却益	126	130
特別損失		
減損損失	26	
関係会社出資金評価損	68	95
税金等調整前当期純利益		20,081
法人税、住民税及び事業税	5,919	
法人税等調整額	△501	5,418
当期純利益		14,662
非支配株主に帰属する当期純利益		119
親会社株主に帰属する当期純利益		14,543

計算書類

貸借対照表 (2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
資産の部		負債の部	
流動資産	76,093	流動負債	47,021
現金及び預金	15,819	支払手形	393
受取手形	1,600	電子記録債務	12,845
電子記録債権	10,105	買掛金	7,811
売掛金	20,848	短期借入金	13,653
契約資産	2,358	1年内返済予定の長期借入金	4,000
有価証券	5,600	リース債務	58
商品及び製品	3,647	未払金	3,350
仕掛品	7,153	未払法人税等	1,804
原材料及び貯蔵品	3,540	未払費用	419
前渡金	20	前受金	139
前払費用	131	預り金	131
関係会社短期貸付金	3,780	賞与引当金	2,193
その他	1,528	工事損失引当金	68
貸倒引当金	△39	株主優待引当金	43
		その他	108
固定資産	150,080	固定負債	45,701
有形固定資産	66,507	社債	15,000
建物	15,017	長期借入金	9,000
構築物	1,072	リース債務	107
機械及び装置	15,630	長期未払金	12
車両運搬具	68	長期預り保証金	34
工具、器具及び備品	1,433	資産除去債務	230
土地	31,421	繰延税金負債	5,370
建設仮勘定	1,863	再評価に係る繰延税金負債	5,001
無形固定資産	483	退職給付引当金	10,944
ソフトウェア	433	負債合計	92,722
その他	50	純資産の部	
投資その他の資産	83,089	株主資本	129,563
投資有価証券	29,165	資本金	17,076
関係会社株式	41,622	資本剰余金	13,664
関係会社出資金	10,719	資本準備金	12,671
従業員長期貸付金	11	その他資本剰余金	993
長期前払費用	59	利益剰余金	103,042
その他	1,553	利益準備金	3,376
貸倒引当金	△42	その他利益剰余金	99,665
資産合計	226,174	固定資産圧縮積立金	8,537
		別途積立金	78,405
		繰越利益剰余金	12,722
		自己株式	△4,220
		評価・換算差額等	3,888
		その他有価証券評価差額金	14,578
		繰延ヘッジ損益	△75
		土地再評価差額金	△10,614
		純資産合計	133,451
		負債及び純資産合計	226,174

損益計算書 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		98,931
売上原価		76,628
売上総利益		22,302
販売費及び一般管理費		16,654
営業利益		5,647
営業外収益		
受取利息	92	
有価証券利息	0	
受取配当金	3,809	
受取手数料	1,566	
受取賃貸料	107	
為替差益	696	
その他の営業外収益	425	6,698
営業外費用		
支払利息	70	
社債利息	66	
固定資産除売却損	182	
賃貸収入原価	178	
その他の営業外費用	161	658
経常利益		11,687
特別利益		
関係会社清算益	4	
投資有価証券売却益	113	118
税引前当期純利益		11,805
法人税、住民税及び事業税	2,509	
法人税等調整額	△389	2,119
当期純利益		9,686

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年5月17日

株式会社椿本チエイン
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 林 由 佳

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 須 藤 公 夫

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社椿本チエインの2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社椿本チエイン及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年5月17日

株式会社椿本チエイン
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 林 由 佳
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 須 藤 公 夫
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社椿本チエインの2021年4月1日から2022年3月31日までの第112期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうかを注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第112期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議のうえ、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役および監査役会の監査の方法およびその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況および結果について報告を受けるほか、取締役等および会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、執行役員、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、また、社外取締役との意見交換会を定期的実施するなど連携を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し（一部リモート会議形式により）、取締役、執行役員および使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社および主要な事業所において業務および財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社および子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項および第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容および当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役等からその構築および運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等およびEY新日本有限責任監査法人から当該内部統制の評価および監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。子会社については、子会社の取締役および監査役等と意思疎通および情報の交換を図り、グループ会社に係わる重要な会議に出席し（一部リモート会議形式により）、必要に応じて子会社に赴き、事業の報告を求め、または業務および財産の状況を調査いたしました。さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書ならびに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行および運用についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

2022年5月20日

株式会社橋本チエイン 監査役会

常勤監査役 田 中 浩 司 ㊟

常勤監査役 川 崎 加 寸 也 ㊟

監 査 役 碩 省 三 ㊟

監 査 役 内 藤 秀 文 ㊟

(注) 監査役碩 省三および監査役内藤秀文は、会社法第2条第16号および第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

株主総会会場ご案内略図

大阪市中央区城見一丁目4番1号

ホテルニューオータニ大阪「鳳凰S」の間（2階）

電話 (06) 6941-1111 (大代表)



交通のご案内

- JR大阪環状線「大阪城公園駅」より徒歩約5分
- 地下鉄長堀鶴見緑地線「大阪ビジネスパーク駅」①番出口より徒歩約3分
- JR大阪環状線・東西線・学研都市線「京橋駅」西口、京阪電鉄京阪本線「京橋駅」片町口より大阪ビジネスパーク（OBP）連絡通路（大阪城京橋プロムナード）経由徒歩約15分

◎当日は、会場周辺道路および駐車場の混雑等が予想されますので、お車でのご来場はご遠慮願います。

お問い合わせ先

株式会社椿本チエイン 法務部
電話 (0774) 64-5300 (ダイヤルイン)



見やすいユニバーサルデザインフォントを採用しています。